

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合広域行政企画会運営要綱

平成5年4月1日

改正 平成15年3月31日  
平成18年1月25日

(設置)

**第1条** 福井坂井地区広域市町村圏（以下「広域圏」という。）圏域における広域行政の推進及び関係市町との緊密な連携を保つため、広域圏事務組合事務局長（以下「事務局長」という。）より付託された案件について必要な調査研究、調整に当たる広域圏事務組合広域行政企画会（以下「企画会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 企画会は企画委員をもって組織する。

2 企画委員は、関係市町の総務、企画及び財政等の担当課長をもってこれに充てる。

(構成)

**第3条** 企画会に会長及び副会長各1名を置き、それぞれ企画委員の互選によりこれを定める。

(会長及び副会長)

**第4条** 会長は企画会の事務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

**第5条** 企画会の庶務は、広域圏事務組合総務課において行う。

(会議)

**第6条** 企画会の会議は、必要に応じ事務局長が随時招集する。

2 企画会は必要があると認める場合は、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

(調査委託)

**第7条** 企画会は、必要な事項につき、関係市町及び専門的知識を有する機関に対し、その意見を聴き調査を委託し又は資料の提出を求めることができる。

(提言)

**第8条** 企画会による成果のうち重要なものについては、広域圏事務組合連絡会議に提言することができる。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、企画会の事務遂行に関し、必要な事項は事務局長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則** (平成15年3月31日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則** (平成18年1月25日)

この要綱は、平成18年2月13日から施行する。